

施設利用の変更・取消・還付について

渋谷区文化総合センター大和田
指定管理者 しぶや文化創造グループ

東京都のリバウンド防止措置に伴い、別紙利用ガイドラインのとおり、利用時間や定員の制限が発生いたします。利用取消、変更をされる場合は、以下のとおり、対応いたします。

1. 利用取消による還付

下記に該当するご予約で、新型コロナウイルス感染拡大防止または利用制限により施設の利用を取り消される場合は、施設・付帯設備利用料ともに全額還付いたします。

- ・ホール：令和3年9月29日までに申し込まれた10月1日～10月30日までの施設利用
- ・ホール以外：令和3年9月29日までに申し込まれた10月1日～10月24日までの施設利用

2. 利用制限による減免

夜間区分は21時までご利用となることから、練習室・学習室は通常夜間区分料金から25%の減免、多目的アリーナは通常夜間区分料金から3分の1の減免となります。

3. 利用日の変更

1回のみ可能です。納付済みの利用料金は変更日に充当できます。
変更による利用料金の差額は追徴、還付を行います。

4. 手続きの期限

取消、変更については、ご利用日当日までに必ず手続きをお済ませください。

3Fホール事務室（取消申請は郵送でも可）にて承ります。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町23-21

渋谷区文化総合センター大和田3階ホール事務室宛 03-3464-3251

5. 必要書類

a.使用承認書原本

b.施設利用取消届 兼 利用料還付申請書

<https://www.shibu-cul.jp/hp/wp-content/uploads/2021/05/feb4efe0cdad944acfbff03decdd1c86e.pdf>

c.還付金請求書兼口座振替依頼書

<https://www.shibu-cul.jp/hp/wp-content/uploads/2021/05/8fef7f39edb37d84cf5eef486bed77b.pdf>

d.振込先口座がわかる通帳、キャッシュカード等（窓口申請時のみ）

以上